

平成30年度

第2回 定期監査報告書

〔教育委員会〕

教育部

教育総務課

指導課

生涯学習スポーツ課

図書館

郷土博物館

清瀬市監査委員

平成30年度 第2回 定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の期間

平成30年10月5日から平成30年11月28日まで

第3 監査の対象課

教員委員会 教育部

(教育総務課、指導課、生涯学習スポーツ課、図書館及び郷土博物館)

第4 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年9月30日まで。ただし、補助金等については、平成29年度執行分。

第5 監査の方法

監査にあたっては、財務に関する事務及び当該事務事業が関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを関係諸帳簿及び証拠書類と照合、その他必要と認める方法により実施した。

第6 監査の結果

監査の結果については、全般的におおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、関係課長等に対して、口頭で改善又は検討を要望した。